

~~~~~  
研究ノート  
~~~~~

会社法の施行と商事法研究者の情報発信力の変化 —「旬刊商事法務」誌の分析をとおして

神 吉 正 三

はじめに

平成18年（2006年）5月1日に会社法が施行されてから、早くも7年が経過している。この7年間の会社法の運用実績を踏まえて、法制審議会は平成24年（2012年）9月7日に「会社法制の見直しに関する要綱」を決定し、会社法が改正されようとしている。

筆者は、商法・金融法を主に研究する大学教員である。筆者は、会社法の施行と前後して、公益社団法人商事法務研究会が発行する法律雑誌「旬刊商事法務」（以下、「商事法務」という）に掲載される論文について、その執筆者の構成の変化を漠然と感じるようになった。平成17年改正前商法（以下、「旧商法」という）の下では、商事法務に掲載される論文は、大学に籍を置く商事法の研究者によるものが大半であるという印象であった。それが、会社法施行後には、弁護士による論文が多くなり、商事法の研究者によるものは、めっきり数が少なくなったとを感じるようになった。商事法の研究者にとって、商事法務は非常に有力な情報発信媒体であることは間違いない。その商事法務の掲載論文の執筆者に変化が起きていると感じられることに対して、筆者は無関心ではいられない。

そこで、筆者のこの漠然とした印象を実際に検証するべく、会社法の施行の前後で商事法務に掲載された論文の執筆者の所属先調査を実施することにした。以下、調査の実施方法の詳細について説明し（1.）、調査の結果を紹介した後（2.）、このような変化が生じた要因と変化に対する対応

について、私見を述べることにする（3.）。

1. 調査の実施方法

（1）調査の対象期間

調査の対象としたのは、1999年から2001年までの3年間（以下、「前半の3年間」または単に「前半」という）と、2009年から2011年までの3年間（以下、「後半の3年間」または単に「後半」という）、計6年間の間に発行された商事法務のすべての号である。会社法施行の前後10年間で執筆者にどのような変化が生じているのかを見るものである。直近の2012年を調査の対象としなかったのは、会社法改正という特別な動きの本格化と、それを受けた、ありうべき執筆者の構成の変化の影響を排除するためである。各3年間を対象としたのは、単年を調査対象とすることによる特殊要因の影響を排除するためである。

（2）調査の対象論文

調査の対象としたのは、商事法務の各号の目次頁において執筆者名が個々に明記された論文・座談会（シンポジウム・パネルディスカッションを含む）および資料・通達とした。複数の号にわたって分割して掲載されることがある論文・座談会についても、掲載される号ごとに別々にカウントした。したがって、各年の集計結果は論文等の実本数ではない。実本数は調査結果よりも下回る。このように発行される号ごとにカウントしたのは、発行される号ごとに読者が感じるであろう執筆者の構成の変化をそのまま捉えたいと考えたからである。

ただし、次の3つについては、調査の対象外とした。第1に、例年、年頭の1月5・15日合併号の巻頭に法務省民事局長名他で掲載される「新春随想」である。第2に、京都大学商法研究会による「商事法判例研究」、

第3に、神戸大学商事法研究会による「米国会社・証券取引判例研究」である。第1については、見開き2頁で記述されるものであり、タイトルどおり随想として執筆されたものであり、論文として扱うことが躊躇されたため、対象外とした。第2と第3については、固定的に掲載枠が割り当てられていることと、前半の3年間と後半の3年間で掲載本数に全く変化がなかったことにもよる。これらは、1年にそれぞれ12本が掲載されており、両方で各年合計24本となる。論文等の絶対数では、これらを含めるべきことになる。なお、これらの判例研究は、1つの号で掲載が完結する。

(3) 調査の実施方法

調査に当たっては、まず、調査対象期間中に発行された商事法務全号の目次頁のコピーを用意した。そして、各号ごとに上記の調査対象論文に順に番号を付したうえで、論文1件ごとに以下の基準に基づいて、執筆者の所属先を1つに決定した。その上で、それをすべてデータ入力し、6年分の作業完了後に集計を実施した。

(4) 執筆者の所属先とその決定基準

執筆者の所属先を大きく分類すると、大学教員、弁護士、公認会計士、東京証券取引所・日本監査役協会といった公的機関・準公的機関、裁判所(裁判官)、金融庁などの行政機関、民間企業の法務担当者となる。これを基に行政機関などの細分化を行うとともに、資料、通達および座談会の3つの種別を追加するなどして、後掲の表のように計18に執筆者の所属先の区分を行った。

なお、「大学教員」を「研究者」としなかったのは、大学教員には、さまざまな経歴を持つ者が含まれるところから、これを「研究者」とするには、「研究者」に分類するための大学での一定の在籍期間を設定したうえで、各執筆者の経歴を調査して判別を行う必要があるが、このような作業

を実施することが實際上、不可能であることによる。したがって、「大学教員」に分類した論文の執筆者も、弁護士や企業の被雇用者としての経歴の方が長く、正確には、「弁護士」や「企業の法務担当者」に分類すべき場合が含まれる可能性がある。実際に、銀行に23年弱勤務し、大学教員としての経歴が13年目を迎えた筆者自身が、このような経歴を有する。

次に、執筆者の所属先をどのような基準で決定したのかについて説明する。

まず、単独執筆であって執筆者に複数の肩書が付された論文の取扱いである。これについては、最初に記載された肩書によって所属先を決定した。これは、執筆者本人の意向を尊重したということになる。上述のとおり、大学教員については、長年、弁護士や公務員、企業の被雇用者であった者が大学教員に転職した場合もあるが、執筆時の肩書によって所属先を決定した。これとは逆に、大学教員であった者が弁護士や公務員となった場合や、民間の研究機関（弁護士事務所が設置した研究機関を含む）に所属した場合も同じ取扱いとした。なお、大学教員については、弁護士が弁護士としての活動を続けながら、大学教員に就任することや、その逆も可能であるが、複数の肩書が記載されていれば、最初に記載された肩書によって所属先を決定した。複数の肩書のうち、主にどの肩書に基づいて公表する論文であるかを重視したということになる。

また、大学教員の肩書については、特任教授、客員教授、名誉教授といった場合もあるが、そのような場合もすべて大学教員とした。

次に、公務員による単著および共著の論文で、執筆者の中にすでに担当部署を異動済の者が存在する場合である。当該執筆者の肩書が「前～～」とされている場合も、異動前の肩書、かつ最初に記載された執筆者の肩書によってその所属先を決定した。

なお、外国人による論文も、上記と同様の基準に従って決定した。

(5) その他補足説明

商事法務では、例年11月30日号として「株主総会白書」が発行されるが、この号全体を「商事法務編集部」に分類した。

また、2000年まで、例年6月30日号として「増資白書」（2000年は「キャピタル・マーケット・レビュー」に改題されたが、2001年は発行されていない）が発行されていた。調査対象期間中に発行された2つの号については、大和証券エスピーキャピタル・マーケットの編集によるため、「企業の法務担当者」に分類した。

「研究会」に分類したものには、大学名を冠した研究会がある。

「共同研究」に分類したものは、①大学教員と弁護士、②大学教員と企業の法務担当者、③弁護士と企業の法務担当者、④弁護士と税理士によるものがある。しかし、全体から見ればごく少数である。法学の領域では、共同研究を行う場合、大学教員は大学教員、弁護士は弁護士というように、所属先を同じくする者との間で実施することが大半であり、同じく法律を扱うことを職業としていても、異なる職業に属する者との間での共同研究はあまり行われていないことを意味する。これも、法学をめぐる事情を理解するうえで、1つのトピックであるといえよう。

「公的機関・準公的機関」に分類したものとしては、①東京証券取引所、②大阪証券取引所、③日本証券業協会、④証券保管振替機構、⑤日本証券クリアリング機構、⑥日本経済団体連合会、⑦経営法友会、⑧日本監査役協会、⑨東京株式懇話会、⑩大阪株式懇話会、⑪全国株懇連合会、⑫都銀懇話会、⑬IASC理事会、⑭企業財務制度研究会、⑮財務会計基準機構、⑯企業会計基準委員会、⑰規制改革委員会、⑱日本インベスター・リレーションズ協議会（日本IR協議会を含む）、⑲日本コーポレート・ガバナンス・フォーラム、⑳TOKYO AIM取引所、㉑商事法務研究会がある。

2. 調査の結果

調査の結果は、次頁の表のとおりである。

表によれば、「弁護士」の論文が多数を占めるようになったと筆者が漠然と感じていたことは、間違っていなかったことがわかる。

「大学教員」の論文数は、前半と後半とで総数としてはほぼ同数であり、減少してはいない。これに対し、「弁護士」の論文数は、前半の計75本から、後半の計175本へと2.3倍増加し、数では100本と大きく増加している。後半では年間33号が発行されているから、前半と比較すると、1号当たり平均1本、弁護士による論文の掲載件数が増加したことになる。また、後半の各年を10年前の前半の各年と比較すると、3倍を超えて増加している年もある。掲載論文数自体が前半と後半の各年で1割から2割増えており、増加した分は弁護士による執筆に割り当てられたとみることができ。「弁護士」の論文数が大幅に増加した結果、「大学教員」の論文数が減少したと感ずるようになったということである。

調査結果を踏まえて、上記の点以外に調査対象期間の前後10年で生じた目立った変化について、変化が大きいものから順にみる。

第1に、金融庁職員による論文数が前半の計28本から後半の計69本へと2.5倍増加している点があげられる。これは、証券取引法が平成18年改正によって金融商品取引法に題名が改正され、その後も毎年改正が実施されており、改正に関する解説論文の掲載が増加したことが大きく影響している。

第2に、法務省職員による論文数が前半の計63本から後半の計26本へと大きく減少している点があげられる。とくに、1999年の36件から翌2000年には13本へと減少していることの影響が大きい。これは、法務省民事局第四課長監修による「実務相談室」と題した法務省民事局第四課職員による一連のシリーズ、具体的には、商業登記に関する相談と回答の掲載頻度が

【表】 商事法務掲載論文の執筆者の所属先別論文数

	1999年	2000年	2001年	合計	構成比%	2009年	2010年	2011年	合計	構成比%
大学教員	28	39	35	102	18.6	35	28	38	101	17.6
弁護士	30	31	14	75	13.7	62	68	45	175	30.4
共同研究	0	0	1	1	0.2	0	6	0	6	1.0
研究会	2	0	5	7	1.3	6	2	2	10	1.7
公認会計士	3	4	1	8	1.5	1	2	1	4	0.7
公的機関・準公的機関	23	16	20	59	10.8	11	17	13	41	7.1
企業の法務担当者	19	37	15	71	13.0	10	15	18	43	7.5
裁判所（裁判官）	0	2	2	4	0.7	2	0	4	6	1.0
法務省	36	13	14	63	11.5	11	6	9	26	4.5
金融庁（大蔵省を含む）	15	8	5	28	5.1	20	23	26	69	12.0
財務省	0	0	1	1	0.2	0	0	0	0	0.0
公正取引委員会	3	4	6	13	2.4	3	1	2	6	1.0
経済産業省	4	3	1	8	1.5	1	3	2	6	1.0
その他行政機関	0	1	1	2	0.4	0	3	1	4	0.7
商事法務編集部	7	5	10	22	4.0	11	2	2	15	2.6
資料（法案等）	20	28	24	72	13.2	18	7	12	37	6.4
通達	1	0	1	2	0.4	0	0	0	0	0.0
座談会	4	2	3	9	1.6	10	9	7	26	4.5
合計	195	193	159	547	100.0	201	192	182	575	100.0

(注) ①連載される論文も各号ごとにカウントしている。また、集計の対象外としたものがある（本文 1.(2) 参照）。

②2001年の「大学教員」には、大学院生による共著論文 1 件を含む。

③「座談会」には、シンポジウム・パネルディスカッションを含む。

大きく減少したことによる。この減少の原因については、本稿の目的の範囲を超えるため、調査していない。法務省職員による後半の3年間の論文では、省令の改正とその解説が大半である。

第3に、「座談会」の数が、前半の計9件から後半の計26件へと大きく増加している点があげられる。「座談会」は、通常、「大学教員」、「弁護士」、「企業の法務担当者」、「公的機関・準公的機関」の職員、場合によっては法務省職員をメンバーとして開催されることが多い。「座談会」の掲載回数が大きく増加したことは、やはり会社法施行の影響があるものと思われる。増加の要因は、次の3.で考察する。

第4に、「資料」の掲載数が、前半の計72件から後半の計37件へと減少している点があげられる。これは、前半の3年間で、商法の改正をはじめとする法律の改正が頻繁に行われた結果、法案の新旧対照条文がその都度、掲載されたことによる。

第5に、「企業の法務担当者」の論文数が前半の計71本から、後半の計43本へと減少していることがあげられる。これは、「弁護士」の論文数が大きく増加したことの裏返しと考えられるため、次の3.で考察する。

次に、表から受ける印象を述べておく。まず、商事法務に掲載される「大学教員」の論文の執筆者の範囲が、ごく限られているということである。1. (2)に記載したように、連載して掲載される論文も、各号ごとにカウントしている結果、執筆者の実人数は、表に示した数よりも下回る。集計を実施していないが、「大学教員」の論文は大半が単独執筆であるため、おそらく各年30人程度であろう。商事法務は、「大学教員」にとって、ごく限られた者、つまりは研究者として高い研究実績をあげ、それが社会的にも認められた者のみが論文を発表できる場であるといえる。ただし、集計の対象外とした京都大学商法研究会による「商事法判例研究」と神戸大学商事法研究会による「米国会社・証券取引判例研究」の執筆者を含めた場合は、少し違った見方ができるかもしれない。逆にいえ

ば、多くの商事法の研究者にとって、これらの研究会に所属しないかぎり論文が商事法務に掲載される可能性は、ほとんどないということである。別の表現をすれば、社会的に高い評価を得た者のみに執筆者を限定することによって、雑誌としての商事法務の社会的な権威が維持され、高められているということなのであろう。

なお、「弁護士」については、「大学教員」とは逆に、共著の論文が多数見られる。62本が掲載された2009年について、執筆者の実人数を調査したところ、42名であった。共著論文が多いものの、複数の同一執筆者によってシリーズ形式で連載される論文も多いため、実人数は意外に多くない。

また、弁護士による論文は、特定の執筆者の論文が繰り返し掲載される傾向が顕著に見られる。たとえば、a弁護士の2009年の掲載論文（各号ごとにカウントしたもの）を見ると、単著論文が2本、a弁護士を筆頭にした共著論文が10本、計12本が掲載されている。2009年の「弁護士」による論文62本のうち、a弁護士によるものと分類したものが、19.4%を占めるという結果となる。また、2009年について、5つ以上の号に論文が掲載された弁護士（共著論文の場合も各執筆者を個別に集計した）は、a弁護士のほかに6名存在する。弁護士の業界も専門化が進行しており、商事法に関する実務上の時宜的な問題について解説論文を執筆できるのは、特定の弁護士に偏る傾向があるのであろう。なお、このような共著論文の場合、筆頭の執筆者は、執筆者というより、監修者としての役割を果たしているのかもしれないが、その実態について、筆者には確認できない。

このように、商事法務では、「大学教員」の情報発信力が相対的に低下し、それとは反対に、弁護士、それも特定の弁護士の情報発信力が著しく高まっているということがわかる。これが商事法務に特有の現象なのか。他誌の状況をごく簡単に紹介しておく。

2011年に発行された岩原紳作＝小松岳史編「会社法施行5年 理論と実務の現状と課題」（ジュリスト増刊）は、会社法施行5年の実績を踏まえ

て、「会社法の理論および実務の現状を確認することを第一の目的として」（同書2頁）発行されたものである。掲載された25本の論文のうち、弁護士による論文が16本と過半数以上を占めている。ジュリスト誌は、従来、東京大学、京都大学を筆頭とする旧七帝大に所属する教員や、有名私立大学の教員を中心とするごく一部の研究者のみが論文を発表できる場であると筆者は認識してきたが、増刊号であるとはいえ、ジュリスト誌においても、会社法に関しては、弁護士優位の状況が明らかである。

3. 考察

（1）変化の要因分析

それでは、「大学教員」の論文数に変化がないにもかかわらず、「弁護士」の論文数がなぜこれほど大きく増加したのか。ここでは、この要因を探る。これは、会社法の立法に際してのコンセプトとも関係する。

（a）会社が使う会社法

会社法では、定款自治が進められ、機関設計の自由化にみられるように、法律による強制からの自由化が著しく進展した。会社法制現代化における実質改正の特徴は、「規制緩和」であると説明されている（相澤哲＝郡谷大輔「会社法制の現代化に伴う実質改正の概要と基本的な考え方」商事法務1737号（2005年）16頁）。これは、それぞれの会社が当事者として会社法をどのように利用するのかを主体的に考えなければならなくなったことを意味する。

さらに、会社法による規制緩和は、とくにわが国企業の大層を占める中小企業で顕著である。例として機関設計を見ると、非大会社かつ非公開会社の場合、監査役の監査権限の限定の有無および会計参与の設置の有無を含めると、選択肢が計21通りもの多数に上るところから、それぞれの機関設計を選択することのメリットとデメリットとを慎重に見極めて決定を行

う必要がある。定款の内容をどのように定めるかについては、さらに深刻かつ複雑な問題が生じる。これは、会社が会社である以上、会社経営者は会社法に無関心ではいられなくなったということを意味する。例えていうなら、旧商法の下では、会社はお仕着せの制服を着せられていたが、会社法の下では、制服が廃止され、どのような服を着るか、なぜその服を着るのかの理由も含めて、会社自らが考えた上で決めなければならなくなったということである。そして、なによりも、会社法の条文は、中小企業の経営者が条文を読んで自らの態度を決定できるほど、簡単なものではない。

また、公開会社かつ大会社に区分される株式会社にとっても、旧商法下に比して、格段に会社法に関する理解を深める必要性が高まっていると考えられる。会社法の諸規定を遵守して内部統制システムをどのように構築すべきか、M&Aが活発化するなかで企業防衛策を講じるべきか否か、講じるとしてどのような策を講じるか、株主の株式買取請求権を伴う行為を会社が実行する場合、買取価格の算定をどのように行うべきか、といったさまざまな局面での非常に難解な会社法上の問題に直面する。これらは、あくまでもごく限られた例にすぎない。さらには、会社法にとどまらず、金融商品取引法や独占禁止法といった法律と関連付けて会社法を理解する必要性の程度も高まっているほか、株券の電子化に伴い「社債、株式等の振替に関する法律」を踏まえた実務対応も求められる。そして、このような事象に対する対応を会社が誤ると、株主代表訴訟をはじめとする各種の訴訟が容赦なく提訴されるから、ある行為を会社が実行する場合、どのような会社法上の問題が生じ、それがどのような会社法上の解釈問題を生じさせるのかといった形で、会社法や関連する法令に関する高度かつ専門的な理解が求められるようになった。

このように、すべての会社にとって会社法を理解した上で会社法を利用する局面は、旧商法下に比して、格段に増加したと考えられる。そして、会社法を実際に利用する会社の側に立って会社法の使い方をわかりやすく

説明できるのは、大学教員ではなく、依頼者からの相談に応じて具体的な法律問題を発見し、それに対する対応を考えたとうえで、依頼者に対してわかりやすい説明を実施している弁護士であるということになるのであろう。これを裏付けるように、後半の3年間では、2009年には「会社法・金商法の実務質疑応答」（前年からの連載）、「公開買付けの実務」（前年からの連載）、「大量保有報告の実務」（前年からの連載）、「株主総会の実務対応」（各年にあり）、2010年には「会社法実務の主要論点」（2010年2月5日号から）、2011年には「金融商品取引法違反に対する実務対応」（2011年3月15日号から）といったタイトルの下での連載形式をとるとともに、各号で個別の具体的なテーマを扱う弁護士による解説論文が多数みられるようになった。

なお、商事法務は、発行母体が公益社団法人たる商事法務研究会であるとはいえ、投稿規定は存在しないから、商業雑誌と同様、編集者が執筆者を選定したり、持込原稿を対象として掲載の可否を決定しているものと思われる。編集方針と執筆者を決定するに際しては、純粹に学問的関心に基づくことなく、最大の読者であろう民間企業が求めているテーマと執筆者を意識せざるを得ない。読者のニーズに沿った企画と編集となるのは当然である。

次に、「座談会」の掲載件数が増加していることについて、どのように考えられるか。これは、実務上のテーマの下で、これに関連する諸問題について、商事法研究者、弁護士、企業の法務担当者等の複数の専門家によって、解釈論を示したり、その実務上の対応策を示すという需要が高まっていることを示すものであろう。

(b) 株主（社員）・債権者にとっての会社法

会社のステークホルダーである株主（社員）・債権者にとっても、会社法を理解する必要性が格段に高まったと考えられる。

まず、株主は、株主であるという地位に安住することができなくなって

いる。スクイズ・アウトにより、いつ会社から締め出されるかわからないから、会社法をしっかり理解した上で、注意を怠らないようにしなければならない。また、会社の組織再編などの一定の行為に対して、どのように対応するのかについて、慎重に検討しなければならない。このようなことを例として、株主としての立場を守り、株主利益を追求するため、そして、自衛のためには会社法を知らなければならない。

債権者も同様である。ぼんやりしていると、濫用的会社分割によって取引相手の会社が知らぬ間に抜け殻となって、債権が回収不能となる事態に陥る危険性がある。濫用的会社分割については、会社法改正によって、一定の手当てがなされるものの、油断は禁物である。このような詐欺的な目的で会社法を利用することを指南するコンサルタントまでもが暗闘する時代である。自衛のためには、会社法の深い理解が欠かせない。

(c) 学問の対象としての会社法の変化

商事法務の執筆者の構成の変化については、わが国において、学問的対象として会社法を見る者の数が相対的に減少し、自らの利益をどのように擁護し、最大化することができるかという観点から会社法を見る必要のある者の数が圧倒的に増えたとみることができよう。

法学をもっぱら学問的に捉える傾向は、わが国法学の特徴であるということができる。日本学術会議が平成24年11月30日に公表した「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 法学分野」4頁では、わが国法学がドイツ、フランス等の大陸法を継受し、とくに「学問法」の伝統を有するドイツ法学から影響を受けたことによって法理論の形成に傾斜したこと、法学が法実務との関係を抜きに論じることができないにもかかわらず、わが国の法学研究では法実務との関係が密接であったといえないことを指摘している。そして、法学研究においては、各法学分野における体系的・理論的研究を重視し、精緻な法理論の構築が目指されてきたこと、実定法の研究においても、制定された条文の構造理解、その解釈に關

する法理論や技術の研究を任務としてきたと指摘する。このように、学問としての法学の対象として旧商法も明治以来存在してきたため、旧商法の下においては、商事法研究者による論文が重視されてきたと考えられる。

ところが、会社法の下においては、すでに述べたように、わが国全体からみて、学問の対象としてのみ会社法を見ておくだけでは、もはや済まされなくなった。もちろん、会社法が学問の対象の一つであることに変化はない。しかし、会社法を理解し、それを使うことを求められる当事者にとっては、精緻な法理論の構築の結果を印刷物として示されることよりも、法実務としての成果を示される方が格段に重要である。多くの国民にとって、会社法をめぐるのは、理論よりも、自らの利害に直結した実務の動向が重要なのである。会社法が「規制緩和」を進めた結果、法律としての会社法の性格が、大きく変化したといえよう。

(2) 考えられる対応策

ここまでに見てきたところから判断して、会社法に関しては、「大学教員」が商事法務を含めた既存の法律雑誌に論文を公表できる機会は、今後、減少することはあっても増加することはないと予想される。これは、商事法の研究者にとって大変憂慮すべき事態である。何らかの対応を進めなければ、多くの商事法研究者が社会に対して情報を発信することがますます困難になると予想されるからである。それでは、商事法の研究者は、このような事態に対して、どのように対応すべきか。筆者が何らかの提言をすべき立場にないことと、その能力もないことは充分に承知しているが、実現可能性の高そうなものから順に述べる。

第1は、弁護士や企業の法務担当者との連携を強化する方向である。従来、「大学教員」による論文は、単独で執筆されることが大半であった。そこで、実務で生じた問題を理論面から解決するという態度を徹底すれば、このような共同研究を深める方向性が考えられる。この方向を徹底す

れば、既存の法律雑誌にも、「大学教員」と「弁護士」などとの共著の論文が掲載される可能性は高まるものと思われる。

これに関連した方向性についても述べる。判例研究の重要性と、その新たな方向性である。判例掲載雑誌は、判例を掲載することを中心として、掲載された判例に関する判例評釈などを掲載する場を提供するものである。法的知識が限られた一般人が判例を直接読んで、その意味内容、さらには、それを踏まえた実務対応といった点を理解することは困難であるから、判例の意味内容や実務に与える影響、実務対応について解説した判例評釈・研究の必要性は社会全体としていっそう高まるものと思われる。会社法は会社が主体的に使うものであるから、判例評釈・研究においても、実務的視点を取り入れて記述すれば、「大学教員」による論考が既存の法律雑誌に掲載される可能性は高まるものと思われる。

第2は、実証研究の強化や、経済学の研究者との連携など、法律の解釈論を中心とした研究のあり方を変える方向である。精緻な法理論を形成するための法律の解釈論を中心とした法学の下では、特定の制度や、法解釈について、その効果を測定するということは、法学の研究者の手によってほとんど行われてこなかった。会社が態度を決定するためには、決定した態度に関する効果が事前に予測できることが望まれる。従って、会社法に関する実証分析の必要性は高まるものと思われる。たとえば、機関設計の違いが業績に与える影響といった実証分析・研究である。このような動きは学会内でもすでに始まっている。2009年10月開催の日本私法学会では、「コーポレート・ガバナンスと実証分析－会社法への示唆」と題するシンポジウムが開催され、商事法および経済学の研究者による実証分析の結果が報告された。今後は、このような動きが活発化することが期待される。

第3は、古くからみられるものではあるが、外国法研究を深める方向性である。これは、弁護士による研究に依存することがあまり期待できない

方向である。企業活動の国際化が進展するなかで、外国法研究の重要性は、確実に高まると予想される。企業にとっても、国際的に事業を展開するうえで、外国法に関する深い理解が求められる。これは、中小企業であっても例外ではない。外国法研究は、従来から研究者によって行われてきたところであるから、この方向については、従来とは違った切り口で取り組む必要があろう。それは、やはり実務的な視点に立った外国法研究ということになる。具体的には、企業活動のグローバル化を踏まえて、わが国会社法および関連する法令と特定の国の法制度とを関連付けて、企業に対して具体的な行動指針を示すような研究が考えられる。複数の国や地域の法制度を対比するといった方向も考えられる。

第4は、社会に対する情報発信への取組みを強化する方向性である。商事法の研究者は、あくまでも学問的関心に基づいて法学を研究しているせいか、研究結果をわかりやすく社会一般に発信するという取組みに対して、それほど熱心ではなかったものと思われる。たとえば、日本経済新聞の「経済教室」には、法学の研究者によるものは、これまでほとんど掲載されていない。タイトルが「経済教室」ではあるものの、商事法に関しては、読者の関心は高いものと思われる。また、商事法に関する最高裁判決など、社会の注目を集める判決や事件があっても、商事法の研究者のコメントが掲載されるということも、これまでほとんどみられなかった。このような意味での情報発信は、従来、弁護士によって行われてきたと考えられる。法学の研究者の間では、新聞を含めたマスコミに名前が出るのが、ネガティブにとらえられているのではないかとも思われる。もしこのような考え方が法学の研究者の心理の底にあるなら、まずはそれを改める必要がある。法学の研究成果を、わかりやすく社会に発信することは、研究者の仕事の1つであると考えべきである。

第5は、新たに学術研究雑誌を創刊することが考えられる。大学教員は法学の研究者であり、学問の対象として法学を研究しているということは

基本的に変わらない。商業雑誌を中心とする既存の法律雑誌に学術研究論文が受け入れられるかという点を考えれば、当該論文が学術的であればあるほど、一定の困難が伴うと考えられる。一般の読者を意識した編集方針がとられることが必然だからである。制約なく学術的な論文が掲載されるのは、すでに社会的な評価が固まった研究者の論文に限られると思われる。そこで、商事法あるいは範囲を広げて、民事法に関する純粋な学術研究雑誌を創刊することによって、より幅広い範囲の研究者が学術研究の成果を発表する場を作ることが考えられる。

これについては、すでに、各大学で発行されている紀要がこのような役割を果たしているから、そのような必要はない、という考えがあるかもしれない。しかし、大学の紀要に収録される論文は、さまざまな領域に関する論文である。近年は、インターネットを通じて、掲載論文が公開されるものの、すでに高い評価の固まった大学の紀要に掲載される論文しか、実際上、参照されないという現実がある。

なお、民事法に関するわが国最大の学会である日本私法学会の機関誌であるとともに学術研究雑誌である「私法」は、年1回開催される学会にあわせて年1回刊行されるにすぎず、さらに、2日にわたって開催される学会での報告・質疑応答の内容を記録するという機能を果たしているにすぎない。とくに、学会1日目に実施される個別報告については、報告内容がすでに公表されていることが報告を実施するうえでの前提条件となっている。個別報告は、公表済の論文について発表するための場であるから、このような場で新たな知見が披瀝されることは期待できない。学会2日目のシンポジウムに関しても、特定のテーマの下で、商事法に関しては、例年、商事法務の8月25日号に掲載されたシンポジウムのための論文に基づいて報告が実施され、その報告に基づいて質疑応答が行われるものであり、報告者の範囲はごく限られている。

このような現状を踏まえれば、自由に研究成果を公表し、切磋琢磨をす

る場として、商事法、あるいはより広く民事法に関する学術研究雑誌を創刊することが考えられる。この雑誌は、既存の商業雑誌に見られる編集者による執筆者の選定を廃して投稿規定を設けた上での自由投稿制とし、査読制度を設けて掲載論文を決定するという方針をとるべきであろう。この学術研究雑誌は、インターネットの発達を踏まえて、必ずしも印刷費用の発生を必然的に伴う紙媒体での発行に限定すべきではない。この構想を実現するためには、当然、採算面について検討する必要があるが、ここではこのような構想を可能性の1つとして示すにとどめる。

おわりに

本稿では、会社法の施行を契機とする商事法務の執筆者の構成の変化をみた。調査の結果を踏まえれば、商事法研究者の社会的地位および情報発信力は相対的に低下しているのではないか、というのが素直な感想である。民法（債権編）も会社法と同様に改正されようとしている。どのような形で改正後の民法の条文が制定されるかは予断を許さないが、本稿で述べたのと同様の変化が、民法の領域でも起こることになるかもしれない。仮にそうなれば、本稿で述べた点は、商事法にとどまらず、広く民事法を研究することを職業とする者全体の問題となることも予想される。

近年、既存の法律雑誌に、これまでにはない変化がみられるようになった。まず、「ジュリスト」誌が2012年から、月2回の発行であったものが月1回の発行となり、新たに4半期ごとに「論究ジュリスト」が発行されるようになった。これは、出版不況の影響や、学生を含めた読者の活字離れの影響を受けたものかもしれないが、学問の対象としての法学は「論究ジュリスト」が扱い、実務的側面は「ジュリスト」が扱うというすみ分けが行われたのかもしれない。「ジュリスト」の執筆者は、従来、有力大学に所属する著名な研究者に限られてきたものと思われるが、商事法務に

おける執筆者の構成の変化をも踏まえれば、今後は、商事法に関しては「ジュリスト」についても執筆者の構成が変化することも考えられる。なお、編集方針にもよるが、刊行頻度が減少したのであるから、1号当たりの掲載論文数が2倍にならないかぎり、「ジュリスト」に論文が掲載される研究者の数は確実に減少する。また、長年、東大正門前にあった有斐閣のジュリスト編集室が、2013年5月から千代田区神田神保町に移転された（ジュリスト1453号ほかの奥付頁参照）。この移転は、あくまでも同社の社内事情によるものであろうが、この移転に伴い、同社の編集方針に何らかの変化が生じることも考えられる。さらに、「判例タイムズ」誌も、2013年1月から、従来毎月2回の発行から毎月1回の発行となった。これについても、今後の掲載論文数と執筆者の構成に関心がもたれる。

また、会社経営にとって判例の動向には従来にも増して関心を払わざるを得ないため、商事法の研究者にとって、既存の法律雑誌に判例評釈・研究を公表する機会は、今後さらに増加することが予想されるものの、反対に、会社法の実際の使い手である会社にとってわかりやすい解説を執筆できる弁護士による判例評釈・研究が望まれるかもしれない。さらには、そのような実務重視の編集方針をとる法律雑誌が新たに創刊されることになるかもしれない。

最後に、本稿で述べた事態は、法学全体の問題であると認識すべきかどうかという問題、さらにはわが国における法学研究のあり方とも関連する問題であるが、商事法研究者の意識を変え、このような事態の進行に対して、何らかの対応をとる必要があることをあらためて指摘したい。